

ご 案 内

当院は厚生労働大臣の定める基本診療料の施設基準に適合している[保険医療機関](#)です。

I 入院基本料に関する事項

- **2 階西病棟（療養病床）** は「回復期リハビリテーション病棟入院料 5」を算定しています。（34 床）
（15：1 看護、30：1 看護補助）
- **2 階東病棟（一般病床）** は「障害者施設等入院基本料 10 対 1」を算定しています。（24 床）
（10：1 看護、30：1 看護補助）
- **3 階病棟（一般病床）** は「障害者施設等入院基本料 10 対 1」を算定しています。（60 床）
（10:1 看護・30:1 看護補助）
- **4 階病棟（療養病床）** は「療養病棟入院基本料 1」を算定しています。（60 床）
（20：1 看護・20：1 看護補助）
- **5 階病棟（療養病床）** は「回復期リハビリテーション病棟入院料 2」を算定しています。（58 床）
（13：1 看護・30：1 看護補助）

II 九州厚生局への届出事項に関する事項

（1）基本診療料の施設基準等

- 療養病棟入院基本料（療養病棟入院料 1）、在宅復帰機能強化加算、注 13 看護補助体制充実加算 1
- 障害者施設等入院基本料(10 対 1 入院基本料)
- 診療録管理体制加算 3 ●入退院支援加算 1、地域連携診療計画加算
- 療養環境加算（3 階病棟） ●療養病棟療養環境加算 1（2 階西病棟・4 階病棟・5 階病棟）
- 医療安全対策加算 2、医療安全対策地域連携加算 2
- 感染対策向上加算 3、連携強化加算、サーベイランス強化加算
- 後発医薬品使用体制加算 1 ●データ提出加算 1・3 ●認知症ケア加算 3
- 回復期リハビリテーション病棟入院料 2 ●回復期リハビリテーション病棟入院料 5

（2）特掲診療料の施設基準等

- 薬剤管理指導料 ●CT 撮影及び MRI 撮影 ●検体検査管理加算(I) ●神経学的検査
- 二次性骨折予防継続管理料 2
- 脳血管疾患等リハビリテーション料(I) 初期加算及び急性期リハビリテーション加算
- 運動器リハビリテーション料(I) 初期加算及び急性期リハビリテーション加算
- 呼吸器リハビリテーション料(I) 初期加算及び急性期リハビリテーション加算
- がん患者リハビリテーション料
- 外来・在宅ベースアップ評価料（ I ） ●入院ベースアップ評価料（30）

（3）その他

- 特別の療養環境の提供の実施 ●入院時食事療養／生活療養(I)
- 酸素単価[定置式液化酸素貯槽（ C E ）@0.19 円／小型ボンベ（3000 L 以下 @2.11 円）]

※入院時食事療養／生活療養(Ⅰ)について

- ・当院は、入院時食事療養(Ⅰ)／生活療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後 6 時）、適温で提供しています。

※後発医薬品使用体制加算について

- ・当院ではお薬代の負担が軽くなるジェネリック医薬品を積極的に処方しています。

Ⅲ 明細書発行体制について

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に個別診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

Ⅳ 保険外負担に関する事項

別紙「保険給付外利用料金表」の項目において
その使用量、利用回数に応じた実費の負担をお願いしています。

Ⅴ 選定療養費に関する事項

- 特別の療養環境の提供の実施（室料差額）

種 別	1 日につき（税込み）	病 棟	病室番号
個室使用料	3,300 円	2 階西病棟	2 1 6・2 1 7・2 1 9 2 2 0・2 2 1・2 2 2
		2 階東病棟	214・215
		3 階病棟	3 1 3・3 1 4・3 1 5・3 1 6・3 1 7 3 1 8・3 1 9・3 2 0・3 2 1・3 2 2
		4 階病棟	4 1 3・4 1 4・4 1 5・4 1 6・4 1 7 4 1 8・4 1 9・4 2 0・4 2 1・4 2 2
		5 階病棟	5 1 3・5 1 4・5 1 5・5 1 6・5 1 7 5 1 8・5 1 9・5 2 0・5 2 1・5 2 2

Ⅳ オンライン資格確認について

当院は、オンライン資格確認を行う体制を有し、受診した患者さんの受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行っています。

Ⅵ その他事項

- 1) 当院は、医療安全管理者等による相談および支援を受けることができます。詳しくは患者相談窓口へお尋ねください。
- 2) 当院は、患者様のご負担による付添い看護は認められていません。
- 3) 当院は、厚生労働大臣が定める看護職員の勤務条件で夜間看護を行っています。
- 4) 当院は、薬剤師による薬学的管理指導を行っています。
- 5) 当院は、褥瘡管理に係る専任の医師及び看護師等がチームで褥瘡管理に関して診療計画を作成し、褥瘡対策を実施しています。

2025 年 8 月 1 日

北九州宗像中央病院 病院長